

コピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理・運用について

平成21年3月23日  
日本製紙連合会

平成21年2月13日に閣議決定されたコピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理運用について、日本製紙連合会の会員企業は、その規定に基づいて下記のとおり管理・運用するものとする。

#### 記

1. 原料調達方針等において、違法伐採木材の使用禁止に加えて、持続可能な森林経営を促進する観点から、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保並びに再・未利用材の有効活用に関する内容を規定すること
2. 原料調達方針等において規定された1. の内容について、トレーサビリティレポートを提出してもらうことによってその遵守を確認すること
3. 会員企業もしくはその委託を受けた企業等は、サプライヤーや伐採地域を調査すること
4. 関係書類については、最低5年間保管すること
5. 毎年度の取り組み状況について、その概要をHP、環境報告書等で公表するとともに、日本製紙連合会の「違法伐採対策モニタリング事業」（違法伐採総合対策推進協議会の「合法木材ナビ」<http://www.goho-wood.jp/>参照）による監査を行なうこと。